

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2025年11月20日
【発行者の名称】	株式会社サトウ産業 Sato Sangyo Co., Ltd,
【代表者の役職氏名】	代表取締役 佐藤 明郎
【本店の所在の場所】	新潟県上越市上名柄340-1
【電話番号】	025-520-2288
【事務連絡者氏名】	取締役総務部長 大野 智美
【担当J-Adviserの名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹内 直樹
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/ir/
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	株式会社東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社サトウ産業 https://www.sato-san.jp/ 株式会社 東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketの諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行情報の内容(発行情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第50期中	第51期中	第52期中	第50期	第51期
会計期間	自2023年2月21日 至2023年8月20日	自2024年2月21日 至2024年8月20日	自2025年2月21日 至2025年8月20日	自2023年2月21日 至2024年2月20日	自2024年2月21日 至2025年2月20日
売上高 (千円)	2,779,991	1,596,709	2,392,028	4,300,866	2,384,428
経常利益又は 経常損失 (△) (千円)	△151,772	73,624	46,570	△46,230	17,812
中間(当期)純利益又は 中間(当期)純損失 (△) (千円)	△184,467	73,523	48,612	△59,573	86,891
持分法を適用した場合 の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数 (株)	376,000	376,000	376,000	376,000	376,000
純資産額 (千円)	466,721	665,138	722,240	591,615	675,578
総資産額 (千円)	2,299,085	2,187,023	2,157,249	2,664,792	2,757,355
1株当たり純資産額 (円)	1,241.27	1,768.98	1,920.85	1,573.44	1,796.75
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり中間(当期) 純利益金額又は 1株当たり中間(当期) 純損失金額 (△) (円)	△490.60	195.54	129.28	△158.43	231.09
潜在株式調整後1株当 たり中間(当期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	20.3	30.4	33.5	22.2	24.5
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	174,943	△87,710	199,412	6,378	17,534
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△43,060	△49,656	△61,747	△326,199	△93,458
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△75,676	130,998	△141,773	162,623	72,537
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	253,658	33,886	33,748	40,254	37,895
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用 人員〕 (名)	75 [—]	85 [—]	87 [—]	83 [—]	87 [—]

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
3. 第51期中、第52期中及び第51期の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第50期中及び第50期の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については1株当たり中間(当期)純損失金額であり、また、潜在株式が存在しな

いため、記載しておりません。

4. 第50期中の中間財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、OAG監査法人による中間監査を受けております。また、第51期中及び第52期中の中間財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、OAG監査法人による期中レビューを受けております。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業について重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2025年8月20日現在

従業員数(名)
87

(注) 当社は鉄工建設事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間において当社は以下のような取り組みを行ったほか、前中間会計期間に比べて以下のような状況が生じております。

2026年2月期初めより、DX化の推進による生産管理工程の改革を講じてきました。

工場に流れている全ての物件に係る作業員数の適量配置、原材料、中間製品の適量配分を日々確認できるようにしました。これにより、どの作業エリアが順調に流れているか、詰まっているか、手薄になっているかを把握できるようになり、全体の業務フローの定量的な平準化が実現しました。このことにより、ムダ、ムラ、ムリの作業は減少し、業務改善、生産性の向上に大きく寄与しています。

現在、第二段階として、QRコードによる原材料の入荷から、製品の出荷までの進捗管理を実践しています。1日の業務終了後、工場から出来高報告を受けることにより、製品1個1個の進捗状況、エリアごとの定量を一目で把握することができ、現状把握、問題解決の迅速化を図っています。これらの改革は、生産効率を上げ、生産性が高まっております。しかしながら、一部の生産においては、外注加工に頼らざるをえませんでした。

これらのことから、当中間会計決算は以下の通りであります。

当中間会計期間の売上高は2,392,028千円（前年同期比49.8%増）、営業利益は38,710千円（前年同期比48.2%減）、経常利益は46,570千円（前年同期比36.7%減）、中間純利益は48,612千円（前年同期比33.9%減）となりました。

なお、当社は鉄工建設事業の単一セグメントのため、セグメント別の開示は行っておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は33,748千円（前事業年度末比4,147千円減）となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は199,412千円となりました。これは主に、税引前中間純利益46,411千円及び減価償却費41,214千円、棚卸資産の減少745,487千円等による資金の増加があった一方で、売上債権の増加168,444千円及び仕入債務の減少449,759千円並びに契約負債の減少143,168千円等による資金の減少があったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は61,747千円となりました。これは主に、定期預金の預入による支出21,001千円、有形固定資産の取得による支出24,629千円及び保険積立金の積立による支出21,564千円等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は141,773千円となりました。これは、短期借入れによる収入980,000千円及び短期借入金の返済による支出1,050,000千円並びに長期借入金の返済による支出70,574千円等によるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当中間会計期間における生産実績を示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	生産高(千円)	前年同期比(%)
鉄工建設事業	1,454,201	9.3
合計	1,454,201	9.3

(2) 受注実績

当中間会計期間における受注実績を示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	受注高(千円)	前年同期比(%)
鉄工建設事業	449,124	1.7
合計	449,124	1.7

(注) 金額は、販売価格によっております。

(3) 受注残高実績

当中間会計期間における受注残高実績を示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	受注高(千円)	前年同期比(%)
鉄工建設事業	512,466	△72.5
合計	512,466	△72.5

(注) 金額は、販売価格によっております。

(4) 販売実績

当中間会計期間における販売実績を示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
鉄工建設事業	2,392,028	49.8
合計	2,392,028	49.8

(注) 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前中間会計期間 自 2024年 2 月 21 日 至 2024年 8 月 20 日		当中間会計期間 自 2025年 2 月 21 日 至 2025年 8 月 20 日	
	販売高(千円)	割合 (%)	販売高(千円)	割合 (%)
株式会社カナックス	1,149,401	72.0	1,702,880	71.2
東和通商株式会社	—	—	326,650	13.7
カメイ株式会社 (注)	—	—	312,897	13.1
阪和興業株式会社	235,850	14.8	—	—

(注) 前中間会計期間について、10%未満は記載を省略しています。

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社の経営方針及び対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生はありませんが、当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

担当 J-Adviser との契約の解除に関する事項について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 102 条の定めにより、TOKYO PRO Market 上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当 J-Adviser と、株式上場の適格性審査および株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser 契約」とします。)を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社が J-Adviser 契約を締結しているのは株式会社日本M&Aセンター(以下、「同社」とします。)であり、同社との J-Adviser 契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り 1 ヶ月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser 契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する 1 か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでも J-Adviser 契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当 J-Adviser を確保できない場合は、当社普通株式の TOKYO PRO Market 上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser 契約上の義務>

- ・ 特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社が J-Adviser の義務を履行するために必要な協力を行うこと
- ・ 取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他同社が必要とする資料等を遅滞なく提出すること
- ・ 必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指導及び助言に従って行動すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しで J-Adviser 契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態にある場合において、1 年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して 1 年を経過する日(当該 1 年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2 年以内」も同様。)に債務超過の状態を解消できなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続、更生手続、産業競争力強化法(以下「産競法」とい

う。)に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」(以下、「私的整理に関するガイドライン」という。)に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態を解消することを計画している場合(同社が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態を解消できなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書面に基づき行うものとする。

(a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産競法に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(b) 本号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続につい

て困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日）

- c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。） 当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

- ④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次の a から c ままでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。

- （a）当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること

- （b）当社が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること

- b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。

- （a） TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと

- （b） 前 a の（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと

- ⑤ 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c ままでに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c ままでに掲げる場合には当該 a から c ままでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日

- （a） TOKYO PRO Market の上場株券等

- （b） 特例第 132 条の規定の適用を受け、速やかに TOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等

- b 当社が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

- c 当社が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第 3 号 b の規定の適用を

受ける場合を除く。)は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの (i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i-2 非上場会社を子会社とする株式交付 ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為) で定める行為 (以下本号において「吸収合併等」という。)を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主 (当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者) が異動した場合 (当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む) において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨 (天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。) が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

当社が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

当社が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及び

その行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯ 全部取得

当社が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑰ 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと同社が認めるとき

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、本発行情報公表日時点において、J-Adviser 契約の解約につながる上記の事象は発生していません。

5 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

当中間会計期間末の財政状態につきましては、次のとおりです。

(資産の部)

資産合計は2,157,249千円（前事業年度末比600,106千円減）となりました。流動資産につきましては、962,145千円（前事業年度末比595,510千円減）となりました。これは主に、電子記録債権の増加78,154千円、売掛金の増加90,289千円、原材料及び貯蔵品の減少40,633千円、商品及び製品の減少233,590千円、仕掛品の減少468,178千円等によるものです。固定資産につきましては、1,195,104千円（前事業年度末比4,595千円減）となりました。これは主に、機械及び装置などの減価償却費計上等による有形固定資産の減少22,458千円、保険積立金の増加21,564千円等によるものです。

(負債の部)

負債合計は1,435,008千円（前事業年度末比646,768千円減）となりました。流動負債につきましては、1,196,302千円（前事業年度末比595,031千円減）となりました。これは主に、買掛金の減少495,161千円及び契約負債の減少143,168千円等によるものです。固定負債につきましては、238,706千円（前事業年度末比51,737千円減）となりました。これは主に、長期借入金の減少47,220千円等によるものです。

(純資産の部)

純資産合計につきましては722,240千円（前事業年度末比46,662千円増）となりました。これは主に、繰越利益剰余金の増加53,028千円等によるものです。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】（1）業績」をご参照ください。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因

「4【事業等のリスク】」をご参照ください。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】(2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

前事業年度末に計画していた設備計画のうち、当中間会計期間に完了したものは、次の通りであります。

事業所名	設備の内容	投資額（千円）	完了年月	完成後の増加能力
三和梁加工場	板製品保管庫	653	2025年8月	（注）
本社工場	板製品保管庫	670	2025年8月	（注）

（注）完成後の増加能力については、合理的な算定が困難であるため、記載を省略しております。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(2025年8月20日)(株)	公表日現在発行数(2025年11月20日)(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,500,000	1,124,000	376,000	376,000	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	単元株式数100株
計	1,500,000	1,124,000	376,000	376,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2025年2月21日～ 2025年8月20日	—	376,000	—	100,000	—	—

(6) 【大株主の状況】

2025年8月20日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
佐藤 明郎	新潟県上越市	365,900	97.31
株式会社カナックス	愛媛県今治市大西町新町甲945	10,000	2.66
カメイ株式会社	宮城県仙台市青葉区国分町3丁目1番18号	100	0.03
計	—	376,000	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年8月20日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 376,000	3,760	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	普通株式 376,000	—	—
総株主の議決権	—	3,760	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

月別	2025年3月	4月	5月	6月	7月	8月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注)2025年3月～8月までにおいては売買実績がありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報提出日後、当中間発行者情報提出日までの役員の異動はありません。

第6 【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、第一種中間財務諸表であります。

(2) 当社の中間財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間会計期間(2025年2月21日から2025年8月20日まで)の中間財務諸表について、OAG監査法人の期中レビューを受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年 2 月 20 日)	当中間会計期間 (2025年 8 月 20 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	278,414	287,480
電子記録債権	1,581	79,736
売掛金	53,497	143,787
商品及び製品	338,459	104,868
仕掛品	775,280	307,101
原材料及び貯蔵品	74,212	33,578
未成工事支出金	3,559	475
前払費用	3,590	3,605
その他	29,059	1,511
流動資産合計	1,557,655	962,145
固定資産		
有形固定資産		
建物	698,354	709,721
減価償却累計額	△263,902	△274,845
建物（純額）	434,451	434,876
構築物	32,976	32,826
減価償却累計額	△9,296	△10,055
構築物（純額）	23,679	22,770
機械及び装置	609,872	618,185
減価償却累計額	△402,003	△424,266
機械及び装置（純額）	207,869	193,918
車両運搬具	63,345	68,074
減価償却累計額	△55,717	△58,079
車両運搬具（純額）	7,628	9,994
工具、器具及び備品	18,127	18,715
減価償却累計額	△14,948	△15,412
工具、器具及び備品（純額）	3,178	3,302
土地	272,530	272,530
リース資産	13,546	13,546
減価償却累計額	△3,994	△5,084
リース資産（純額）	9,552	8,462
建設仮勘定	14,352	4,929
有形固定資産合計	973,243	950,785
無形固定資産		
ソフトウェア	4,480	3,105
その他	0	0

無形固定資産合計	4,480	3,105
投資その他の資産		
投資有価証券	96,642	93,674
出資金	2,239	2,239
長期前払費用	1,993	233
保険積立金	109,951	131,515
その他	11,150	13,550
投資その他の資産合計	221,975	241,213
固定資産合計	1,199,699	1,195,104
資産合計	2,757,355	2,157,249

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年 2 月 20 日)	当中間会計期間 (2025年 8 月 20 日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	6, 867	2, 290
電子記録債務	159, 002	203, 952
買掛金	843, 774	348, 612
短期借入金	290, 000	220, 000
1年内返済予定の長期借入金	130, 754	107, 400
リース債務	2, 398	2, 398
未払金	31, 687	25, 314
未払費用	1, 500	1, 500
未払法人税等	200	100
未払消費税等	-	99, 101
契約負債	311, 960	168, 791
預り金	3, 190	6, 842
賞与引当金	10, 000	10, 000
流動負債合計	1, 791, 334	1, 196, 302
固定負債		
長期借入金	272, 956	225, 736
リース債務	8, 109	6, 910
繰延税金負債	9, 377	6, 059
固定負債合計	290, 443	238, 706
負債合計	2, 081, 777	1, 435, 008
純資産の部		
株主資本		
資本金	100, 000	100, 000
利益剰余金		
利益準備金	2, 230	2, 230
その他利益剰余金		
土地圧縮積立金	6, 537	6, 537
特別償却準備金	41, 298	36, 882
繰越利益剰余金	528, 441	581, 469
利益剰余金合計	578, 506	627, 119
株主資本合計	678, 506	727, 119
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△2, 928	△4, 879
評価・換算差額等合計	△2, 928	△4, 879
純資産合計	675, 578	722, 240
負債純資産合計	2, 757, 355	2, 157, 249

② 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2024年 2月21日 至 2024年 8月20日)	当中間会計期間 (自 2025年 2月21日 至 2025年 8月20日)
売上高	1,596,709	2,392,028
売上原価	1,366,732	2,155,971
売上総利益	229,977	236,057
販売費及び一般管理費	※ 155,245	※ 197,346
営業利益	74,732	38,710
営業外収益		
受取利息	26	55
受取配当金	1	3,648
助成金収入	1,440	806
保険金収入	2,709	6,112
その他	641	248
営業外収益合計	4,819	10,870
営業外費用		
支払利息	1,138	2,731
手形売却損	70	67
為替差損	4,679	53
その他	37	157
営業外費用合計	5,926	3,010
経常利益	73,624	46,570
特別利益		
固定資産売却益	-	46
特別利益合計	-	46
特別損失		
固定資産除却損	-	205
特別損失合計	-	205
税引前中間純利益	73,624	46,411
法人税、住民税及び事業税	100	100
法人税等調整額	1	△2,301
法人税等合計	101	△2,201
中間純利益	73,523	48,612

③ 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2024年 2月21日 至 2024年 8月20日)	当中間会計期間 (自 2025年 2月21日 至 2025年 8月20日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	73,624	46,411
減価償却費	44,041	41,214
賞与引当金の増減額 (減少は△)	△2,500	-
受取利息及び受取配当金	△28	△3,703
助成金収入	△1,440	△806
保険金収入	△2,709	△6,112
支払利息	1,138	2,731
有形固定資産売却益	-	△46
為替差損	4,679	53
固定資産除却損	-	205
売上債権の増減額 (増加は△)	236,548	△168,444
棚卸資産の増減額 (増加は△)	242,588	745,487
仕入債務の増減額 (減少は△)	△613,124	△449,759
契約負債の増減額 (減少は△)	△73,339	△143,168
その他	△51	127,671
小計	△90,570	191,734
利息及び配当金の受取額	49	3,690
利息の支払額	△1,138	△2,731
助成金の受入れによる収入	1,440	806
保険金受取による収入	2,709	6,112
法人税等の支払額	△200	△200
営業活動によるキャッシュ・フロー	△87,710	199,412
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△128,687	△21,001
定期預金の払戻による収入	111,325	5,401
有形固定資産の取得による支出	△10,729	△24,629
有形固定資産の売却による収入	-	46
保険積立金の積立による支出	△21,564	△21,564
投資活動によるキャッシュ・フロー	△49,656	△61,747
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	740,000	980,000
短期借入金の返済による支出	△530,000	△1,050,000
長期借入金の返済による支出	△77,802	△70,574
リース債務の返済による支出	△1,199	△1,199
財務活動によるキャッシュ・フロー	130,998	△141,773
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	△38

現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△6,367	△4,147
現金及び現金同等物の期首残高	40,254	37,895
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 33,886	※ 33,748

【注記事項】

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による中間財務諸表への影響はありません。

(表示方法の変更)

(中間貸借対照表)

前事業年度において、「投資その他の資産」の「その他」に含めておりました「保険積立金」は、金額的重要性が増したため、当中間会計期間より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。この結果、前事業年度の貸借対照表において、「投資その他の資産」の「その他」に表示していた121,101千円は、「保険積立金」109,951千円、「その他」11,150千円として組み替えております。

(中間損益計算書関係)

※販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年2月21日 至 2024年8月20日)	当中間会計期間 (自 2025年2月21日 至 2025年8月20日)
発送配達費	63,802千円	109,398千円

(注) 前中間会計期間において、主要な費目として表示していた「役員報酬」は金額的重要性が乏しくなったため、当中間会計期間より注記を省略しております。なお、前中間会計期間の「役員報酬」は、32,910千円であります。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年2月21日 至 2024年8月20日)	当中間会計期間 (自 2025年2月21日 至 2025年8月20日)
現金及び預金	356,733千円	287,480千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△322,846千円	△253,732千円
現金及び現金同等物	33,886千円	33,748千円

(株主資本等関係)

前中間会計期間（自 2024年2月21日 至 2024年8月20日）

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 2025年2月21日 至 2025年8月20日）

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

当中間会計期間に係る中間貸借対照表計上額と時価との差額及び前事業年度に係る貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しいため注記を省略しております。

(有価証券関係)

前事業年度の末日に比べて著しい変動がないため記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の事業セグメントは、単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

前中間会計期間（自 2024年2月21日 至 2024年8月20日）

(単位：千円)

区 分	鉄工建設事業
鉄工事業	1,424,461
建設事業	172,247
顧客との契約から生じる収益	1,596,709
その他の収益	—
外部顧客への売上高	1,596,709

当中間会計期間（自 2025年2月21日 至 2025年8月20日）

（単位：千円）

区 分	鉄工建設事業
鉄工事業	2,352,799
建設事業	39,228
顧客との契約から生じる収益	2,392,028
その他の収益	—
外部顧客への売上高	2,392,028

（1株当たり情報）

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 （自 2024年2月21日 至 2024年8月20日）	当中間会計期間 （自 2025年2月21日 至 2025年8月20日）
1株当たり中間純利益金額（円）	195.54	129.28
中間純利益（千円）	73,523	48,612
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る中間純利益（千円）	73,523	48,612
普通株式の期中平均株式数（株）	376,000	376,000

（注） 潜在株式調整後1株当たり中間純利益は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

【その他】

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年11月19日

株式会社サトウ産業

取締役会 御中

OAG監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員

業 務 執 行 社 員

公認会計士 今井 基喜

指 定 社 員

業 務 執 行 社 員

公認会計士 橋本 公成

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社サトウ産業の2025年2月21日から2026年2月20日までの第52期事業年度の中間会計期間（2025年2月21日から2025年8月20日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サトウ産業の2025年8月20日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（発行者情報提供会社）が別途保管しております。